

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について

	平成14年	7月 1日	公示第 3号
一部改正	平成15年	6月23日	公示第25号
一部改正	平成16年	7月27日	公示第53号
一部改正	平成17年	4月28日	公示第 8号
一部改正	平成18年	9月27日	公示第57号
一部改正	平成19年	8月 6日	公示第55号
一部改正	平成20年	6月30日	公示第28号
一部改正	平成21年	9月30日	公示第61号
一部改正	平成22年	8月25日	公示第44号
一部改正	平成26年	1月27日	公示第86号
一部改正	平成28年	12月20日	公示第64号
一部改正	令和元年	9月20日	公示第52号
一部改正	令和6年	3月28日	公示第128号

一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

記

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

（1）運行の態様の定義

- ①路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ②路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

(2) 事業の適切性

- ①路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ②区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位（大字、字、町丁目、街区等）とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。
- ③路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

(3) 路線定期運行に係る事業計画等

①営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所（営業所、事務所、出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設）であって、次の各事項に適合するものであること。

- (イ) 申請者が土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、以下の挙証等があること。
 - ・自己保有の場合は、登記簿謄本の提示又は写しの提出があること。
 - ・借用の場合は、契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出があること。なお、賃貸借契約期間が3年未満の場合は、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものであること。
- (ロ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- (ハ) 事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

②事業用自動車

- (イ) 申請者が使用権原を有するものであり、以下の挙証等があること。
 - ・購入する場合にあっては、購入に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。
 - ・リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であり、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。
- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。

(ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。

- ・ 事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されている場合とは、旅客の積み残しがない等、旅客の利便が阻害されない場合とし、その事業計画に応じ個別に判断するものとする。

③最低車両数

1 営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

④自動車車庫

(イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあつて運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

- ・ 特別な事情があると認められる場合とは、地域協議会及び地域公共交通会議等（以下「地域協議会等」という。）において路線の新設について協議が調っている場合のほか、個別に判断するものとし、土地の利用状況、事業の形態等を勘案し、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）に基づき新潟運輸局長が個別に認める基準（平成3年7月1日付け公示第98号）によることができる。

(ロ) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

(ハ) 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。

(ニ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、(3)①(イ)の挙証等があること。

(ホ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(ヘ) 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定する調整）及び清掃のための施設が設けられていること。

(ト) 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあつては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。なお、前面道路（公道）及び私道に接続する公道について、道路幅員証明書の提出（出入りに支障のないことが明らかな場合を除く。）があること。

(チ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されていること。なお、着地における自動車車庫の確保については、共同運行会社との運輸に関する協定においてその使用について明記されていれば足るものとし、それ以外の場合は、(二)に準ずるものとする。

- ・長時間停留とは、運行終了後の当該運行に係る運転者の休息期間中における停留の場合のほか、個別に判断するものとする。
- ・高速バスとは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する形態をいう。

⑤休憩、仮眠又は睡眠のための施設

(イ) 原則として、営業所又は自動車車庫に併設するものであること。

(ロ) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。

(ハ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、(3)①(イ)の挙証等があること。

(ニ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(ホ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても睡眠施設（ホテル等の宿泊施設の使用を含む。）が確保されていること。なお、着地における睡眠施設の確保については、共同運行会社との運輸に関する協定においてその使用について明記されていれば足るものとし、それ以外の場合は、(ハ)に準ずるものとする。

- ・長時間停留とは、運行終了後の当該運行に係る運転者の休息期間中における停留の場合とする。
- ・高速バスとは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する形態をいう。

⑥停留所

(イ) 事業用自動車の運行上問題のないものであること。

(ロ) 申請者が、原則として3年以上の使用権原を有するものであること。

(ハ) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令の規定に抵触しないものであり、関係機関が行う道路占用許可、道路使用許可を得ているか若しくは確実に得られる見込みのあるものであること。

⑦運行計画

『「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領について」(平成13年9月27日付け国自旅第90号)』に定めるところによるクリームスキミング的運行を前提とするものでないこと。

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

①営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3)①②④⑤に準ずるもの

であること。

- ②最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。
- ③当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④乗降地点が、(3)⑥に準ずるものであること。
- ⑤運行系統に係る時刻の設定については、次のいずれかによるものとする。
 - (イ)発車時刻のみが設定されているものであること。
 - (ロ)到着時刻のみが設定されているものであること。
 - (ハ)発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。

(5) 区域運行に係る事業計画等

- ①営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3)①②④⑤に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合は、この限りでない。
- ②最低車両数は、(4)②に準ずるものであること。
- ③当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
- ⑤通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

(6) 管理運営体制

- ①法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、(9)①の法令試験に合格した者であること。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けるに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除された場合を除く。
- ②営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。)第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。
- ③運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。また、複数の運行管理者を選任する営業所にあっては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

- ④自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
なお、着地において長時間停留する高速バス路線で、着地における運転者への点呼の場合等、対面して行うことが困難であると認められる場合にあっては、電話等の方法により行うこと。
- ⑤事故防止等についての教育及び指導体制を備え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
なお、事故防止等についての教育及び指導体制には、旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものも含むものであること。
- ⑥上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑧運輸規則第3条の規定するところにより、利用者等からの苦情を処理することが可能な体制が整備されていること。

（7）運転者

- ①事業計画及び運行計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。この場合の計画は、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ②運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者でないこと。

（8）資金計画

- ①所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。
なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
- （イ）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
（ロ）土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
（ハ）建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
（ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
（ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
（ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
（ト）その他 創業費等開業に要する費用（全額）
- ②所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。
- （イ）①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分

の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（イ）と同額とする。
（ロ）①（ロ）及び（ハ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（ロ）及び（ハ）と同額とする。

（ハ）①（ニ）～（ト）に係る合計額

③規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。

なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとし、以下により確認するものとする。

（イ）預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認することとする。

（ロ）預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

（ハ）従前から運行が行われていた路線を廃止すると同時に当該事業者の関連会社等が引き続き運行を行う等、明らかに事業の継続性が認められる事案については、廃止する事業者の運行実績を踏まえた2か月分の収入見込み額を自己資金の一部とみなすことができるものとする。

④その他規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

（9）法令遵守

①申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の役員で業務を執行する常勤で専従する役員のうち1名が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあっては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

②健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

なお、「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の提出があること。

③申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）～（リ）のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

（イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3か月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者

- (当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6か月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- (ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づき申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- (ホ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (ヘ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (ト) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- (チ) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- (リ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(10) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てが加入する計画があること。ただし、公営の事業者はこの限りでない。

(11) 許可に付す条件

- ① 1(9)①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこととする。
- ② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1(2)～(8)、(10)の定めるところに準じて審査するものとする。なお、1(9)①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、1(9)①の定めるところに準じて審査することとする。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下の①～⑧のすべてに該当する等、法令遵守の点で問題のないこと。ただし、申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合においてはこの限りではない。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3か月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6か月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した

当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

- ④自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づき申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- ⑤法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑥申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑦申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑧旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
 - ・事業規模の拡大となる申請は以下のものをいう。
 - (イ) 運行の態様の変更(増加する場合に限る。)に伴う当該事業計画変更に係るもの。
 - (ロ) 路線の新設に係るもの。
 - (ハ) 自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)及び収容能力の拡大に係るもの。
 - (二) 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量の増加に係るもの。
 - ・申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合とは、以下のものをいう。
 - (イ) 続行便の運行実績が相当数に及ぶ場合又は混雑率が相当高い場合等で、利用者利便の改善を主たる目的として行う、必要限度までの大型車両の導入、増車又は迂回路線等の開設。
 - (ロ) 経営効率化等の一環として系列子会社へ路線を移管する場合で、路線及び運行内容が、移管前後で概ね同一であるもの。
 - (ハ) 道路整備、都市計画整備に伴う車庫の移設で当該車庫の収容能力が拡大する場合等
 - (二) 路線の開設、輸送力の増強等の拡大施策が、地方公共団体等が実施する地域整備計画に組み込まれているものである場合。
 - (ホ) 当該申請が、地域協議会等において協議が調っている場合、道路の付け

替え等に伴う必然的な路線の乗せ替えの場合及び地元からの新設要望に基づく場合（需要施設等の規模、要望の頻度、要望経緯等に基づいて総合的に判断されたもの。）のほか、個別に判断するものとする。

（へ）高速バス路線の新設において、地方公共団体の長又は議会から、その新設目的及び新設事業者を具体的に示して、生活交通の確保、地域活性化等公共の福祉の増進に資する内容の路線新設等に係る要望書が提出されている場合（ただし共同運行会社を除く他の一般乗合旅客自動車運送事業者が不在の場合に限る。）

- ・一般乗合旅客自動車運送事業を経営しない系列子会社の役員のうち、非常勤役員又は常勤非常勤の別を問わず監査役は、2（2）①～④の役員には該当しないものとする。

（3）経過措置

平成14年1月31日現在で一般乗合旅客自動車運送事業を行っている者に係る1（3）③、⑤の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。

①同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、1（3）③は適用しない。

②同日現在で基準を満たしていなかった休憩、仮眠又は睡眠のための施設（その後基準を満たしたものを除く。）については、1（3）⑤は適用しない。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

事業を譲り受けようとする者について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。ただし、グループ企業間の譲渡譲受であって、譲渡譲受前後で事業計画が概ね同一である場合には1（9）③（二）～（リ）は適用しない。

（1）譲受人が、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、当該譲受人に対して実施する1（9）①の法令試験を省略する。

（2）2（3）に規定する経過措置（①を除く。）を準用するものとする。

（3）譲渡譲受事案の資金計画にあっては、譲渡譲受契約により取得する事業用資産を所要資金項目の対象外とし、流動資産額については、譲渡譲受時点の見込み貸借対照表の提出により確認するものとする。

（4）対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手続きによるものとする。

（5）譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

なお、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無については、処分制限期間

内または外であることが確認できる書類の添付を求めて確認し、処分制限期間内の財産がある場合には、当該財産処分の承認の申請の有無により確認することとする。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。ただし、グループ企業間の合併若しくは分割であって、合併若しくは分割前後で事業計画が概ね同一である場合には1（9）③（ニ）～（リ）は適用しない。

- （1）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する1（9）①の法令試験を省略する。
- （2）2（3）に規定する経過措置（①を除く。）を準用するものとする。
- （3）分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ1（3）③、1（4）②、1（5）②の基準を満たさない申請については認可しないこととする。
- （4）分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。なお、労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出があること。
- （5）合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金適正化法第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。
なお、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無については、処分制限期間内または外であることが確認できる書類の添付を求めて確認し、処分制限期間内の財産がある場合には、当該財産処分の承認の申請の有無により確認することとする。

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

『「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）』及び『「高速バスの管理の受委託について」（同日付け国自総第140号、国自旅第80号、国自整第52号）』に定めるところにより行うものとする。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- （1）公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- （2）規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

7. 協定の認可（法第19条）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

8. 運賃等上限の認可（法第9条第1項）

『「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）』、『「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃の届出及び変更命令に関する処理要領」（同日付け国自旅第117号）』、及び『「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（同日付け国自旅第118号）』に定めるところにより行うものとする。

9. 挙証

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記1～8のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

10. 申請の時期等

（1）申請時期

申請は随時受け付けるものとする。

（2）処分時期

申請を受理した事案は、原則として別に定める標準処理期間内に処分を行うものとする。

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に処分するものから適用する。
2. この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。
3. 事案の処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は、『「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について』（平成13年9月27日付け国自旅第93号）により取り扱うこととし、当該通達は申請受付窓口に備え置くものとする。
4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等を含むものとする。
5. 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成13年12月27日付け公示第83号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則

この公示は、平成15年6月23日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第53号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成18年9月27日付け公示第57号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第55号で一部改正）

1 この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用するものとする。

2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日付け公示第28号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第61号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成22年8月25日付け公示第44号で一部改正）

この公示は、平成22年9月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第86号で一部改正）

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成28年12月20日付け公示第64号で一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和元年9月20日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、令和元年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和6年3月28日付け公示第128号で一部改正）

この公示は、令和6年3月28日以降に受理する申請から適用する。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

(単位：円)

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備考
(イ) 車両費	(取得価格(含未払金)) ----- (1年分のリース料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) ----- (2月分のリース料)	
(ロ) 土地費	(取得価格(含未払金)) ----- (1年分の賃借料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) ----- (2月分の賃借料)	
(ハ) 建物費	(取得価格(含未払金)) ----- (1年分の賃借料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) ----- (2月分の賃借料)	
(ニ) 機械器具及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ) 運転資金			
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ) 保険料等			
自賠償保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト) その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合計			
50%相当額			
自己資金額			

注1) 譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄
注2) その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(単位：円)

項目	申請事業充当額
預貯金額	
その他流動資産額 (内現金額)	()
その他	
調達資金合計(自己資金額)	

注) 「その他」の欄には、事業の継続性が認められる事案の場合の収入見込額を記入。